

法令適用事前確認手続き 回答通知書

20250326 保局第4号
令和7年3月31日

一般社団法人 日本玩具協会
会長 前田 道裕 殿

経済産業省産業保安・安全グループ
製品安全課長

令和7年3月26日付けで別添により照会のありました件について、下記のとおり見解を回答いたします。

本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、貴協会から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

記

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和6年政令第374号）第1条の規定による改正後の消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）第1条の規定により特定製品として指定された乳幼児用玩具は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和6年法律第67号）第1条の規定による改正後の消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第11条に基づく消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（令和7年経済産業省令第6号）第1条の規定による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和49年通商産業省令第18号。以下「技術基準省令」という。）第14条第1項に規定される技術上の基準に適合するようにしなければならず、乳幼児用玩具の技術上の基準への適合については、「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について」（令和7年2月20日）別表第13号において、ISO8124-1:2022 及び ISO8124-2:2023 に適合する製品は、技術上の基準に適合すること、また、これに限定せず、十分な技術的根拠があれば技術上の基準に適合すると判断し得ることとしています。

今回照会のあった「玩具安全基準書（ST-2025）2025.4.1」（以下「ST基準」という。）について、貴協会からの照会書（別添－1）に基づき確認をした結果、乳幼児用玩具に関し、ST基準に適合することをもって、ISO8124-1:2022 及び ISO8124-2:2023 に適合し、ひいては乳幼児用玩具の技術上の基準に適合すると判断します。

以上